

第 2 5 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 4 年 8 月 1 0 日開会

令和 4 年 8 月 1 0 日閉会

米沢市農業委員会

令和4年8月10日（水）午前9時30分 米沢市農業委員会第25回定例総会をJA山形おきたま米沢支店3階第1会議室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 伊藤精司 委員	9 番 佐久間英之 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
2 番 小関善隆 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 7 番 古畑功一 委員
3 番 高橋祐弘 委員	1 2 番 遠藤伊一 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
4 番 我彦正福 委員	1 3 番 鈴木晃子 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
6 番 田代昇一 委員	1 4 番 大野澤進 委員	
8 番 高橋信夫 委員	1 5 番 相田市三郎 委員	

欠席通告委員（3名）

5 番 佐藤利夫 委員	7 番 佐藤孝義 委員	1 1 番 宮崎雅文 委員
-------------	-------------	---------------

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第2号 事業計画変更申請について

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第4号 農用地利用集積計画について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 皆様、おはようございます。

これより第25回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を6番 田代昇一委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

8月に入り、毎日猛暑の中、大変なところ、今日は総会に足を運んでいただきましてありがとうございます。

コロナのほうも全国で50万人超えということで、山形県も1,000人を超えて、米沢も昨日は99名というようなことで、なかなかコロナ感染も衰えない状況でございます。本来ですと先月の末は我々の農業委員会の3年に1回の大型研修の予定であったわけですが、残念ながら中止というようなことになりました。本当に残念でございます。

また、今度は8月に入りまして大雨ということで、大変な被害が出たということ、特に飯豊町、長井市、川西町では大変大きな被害が出たということで、被害に遭われた方にねぎらいを申し上げるとともに、早期に復興するようお願いしたいと思っております。

あと今日であります、ニュースでも言っておりますが内閣改造と自民党の役員改選ということで、山形一区選出の遠藤利明さんが選挙対策委員長から総務会長となる予定になったそうですので、ますます活躍をしていただきたいと思っております。あと、農林水産大臣には鹿児島県の野村哲郎さん、この方、大変農政通でありまして、今までも自民党の農林部会長を3期務められたようなので、大変我々も期待できるのではないかなと思っております。今日の夜になると思いますが内閣改造ということで進んでおります。

あと、今日は生活困窮者への物資の提供ということで、前は推進委員を中心にたくさんご協力いただいたということをお聞きしております。今日も、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

そういったことで様々ありますが、間もなくお盆でありますので、皆さんも体調管理十分気をつけていただきたいと思います。

今日は大変お忙しい中、ありがとうございます。

根津補佐 ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進

行をお願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、5番 佐藤利夫委員、7番 佐藤孝義委員、11番 宮崎雅文委員の3名であります。出席者は19名中16名でありますので、本日の開催の米沢市農業委員会第25回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、14番 大野澤進委員、15番 相田市三郎委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号14号から16号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田2筆 921.00㎡、畑1筆 277.00㎡、合計3筆 1,198.00㎡です。

受理番号14号 申請人 ○○○○外1名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成8年頃です。申請理由は、平成8年頃より住宅敷地として利用されているためです。

受理番号15号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。田から山林への転用です。転用年月日は、平成7年頃です。申請理由は、平成7年頃から耕作しておらず、以降農地としての利用がないためです。

受理番号16号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は、昭和50年より前です。申請理由は、昭和50年には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないで、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

 次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

 受理番号20号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田9筆 8,774.00㎡、畑1筆 39.00㎡、合計10筆 8,813.00㎡です。

 受理番号20号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は贈与です。

 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。それでは、受理番号20号を上程いたします。

3 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 3番 高橋委員。

3 番 3番 高橋です。私から報告させていただきます。

 議案第1号、20番についての調査結果を報告します。

 共有持ち分の農地を整理して贈与する申請です。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりです。調査は、8月3日に申請人宅で△△△△さんとお会いしていろいろお話を聞いてきました。申請地は○○地区で、中央に△△道が通っておりまして、東西に展開する農地でございます。安部さんのお話によりますと、○○○○さんは△△△△さんの弟でありまして、東京都にお住まいでございます。今年になってお母さんが亡くなられて、その3分の1の持ち分を相続いたしました。残りの3分の1を贈与という形で弟さんから頂いたようで話を聞いております。申請地を現地確認したところきれいに耕作なされており、今後も耕作なされると思われますので、許可相当と思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

 以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号20号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号２０号について、許可することに異議ありませんか。
全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第２号 事業計画変更申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第２号 事業計画変更申請について。下記のとおり、事業計画を変更したいと申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号１号の１件です。本件は、平成５年５月２０日に農地法第５条の許可を得ております。当初計画者は、神奈川県△△市にお住いの○○○○さん外１名です。承継者は、米沢市○○にお住いの△△△△さんです。土地の表示、事業計画変更の理由等については議案書記載のとおりです。当初計画は一般住宅の建設であり、実施状況については所有権移転登記が完了し、工事は未着工であります。なお、今回の事業計画変更は転用事業者の変更でありまして、所有権を移転するため改めて承継者を譲受人とした農地法第５条の許可申請が提出されております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの事業計画変更申請について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないで、議第２号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第２号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第５条第１項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号１２号から２１号の計１０件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田４筆 ９，７２０．００㎡、畑２１筆 ８，８２０．９０㎡、合計２５筆 １８，５４０．９０㎡です。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は事業敷地の拡張（ガーデニングショップ）です。こちらは1種農地です。

受理番号13号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は事業敷地の拡張（ガーデニングショップ）です。こちらは1種農地です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は職員寮（1棟12世帯）の建設です。こちらは1種農地です。

受理番号16号 渡人 ○○○○ 外4名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場（施設71台、○○○○43台）及び庭園兼雪捨て場の造成です。こちらは1種農地です。

受理番号17号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は店舗（ドラッグストア）の建設です。こちらは2種農地です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場及び雪捨て場の造成です。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号19号 渡人 ○○○○ 外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは2種農地です。

受理番号20号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は研修等施設の設置です。こちらは1種農地です。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（13区画）です。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。
それでは、受理番号12号から21号を上程いたします。

4 番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

4番 我彦委員。

4 番

4番 我彦です。

議 長
8 番
議 長
8 番

受理番号１２号と１３号を調査した結果を報告いたします。

申請人は記載のとおりであります。８月１日に△△△△にお邪魔して話を聞いてきました。事業敷地の拡張と、店舗の敷地に駐車場を造るということで、場所は県道板谷米沢停車場線の西側になります。申請地は前から畑ですが、耕作もされていない状態でした。事前着工もなかったので許可相当と思われます、よろしくお願いします。

１４号。

(高橋信夫委員 挙手)

８番。

８番 高橋です。

１４、１８、２１号について調査結果を報告いたします。

３案件とも、申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであり、全て３種農地に位置しております。

まず、１４号ですが、売買により申請地へ雪捨て場を造成する案件です。８月２日に現地を確認し、代理人の〇〇行政書士から電話でお話を伺っております。申請地は地図を見てください、△△町〇〇丁目地内、県道△△線から東側に入った一方通行のところですが、申請地の左側の建物に渡人の〇〇さんが住んでおります。この建物も同時に受人の△△さんが購入し、申請地を雪捨て場として利用するとのことですが、特に事業計画に影響を受ける農地ではございません。事前着工等ありませんので問題ないと思います。

続きまして、１８番、こちらは売買により申請地へ駐車場及び雪捨て場を造成するための申請です。こちらも現地調査８月２日に伺いまして、代理人の〇〇行政書士からお話を伺っております。場所は△△地内にあります。〇〇〇〇の東側に位置しております。申請人、受人は、この申請地の左側に△△△△△ありますが、社員の増加により駐車場が狭くなったので、こちらに駐車場の造成及び雪捨て場として利用をするとのことですが、申請地北側に田んぼが残っておりますが、この事業計画で影響を受けることはありません。また、事前着工等ありませんので問題ないと思います。

最後に、２１号、こちらは売買により申請地を宅地分譲するための申請です。こちらも８月２日に現地を確認し、代理人の〇〇行政書士からお話を伺っております。場所は米沢市△△地内、〇〇〇〇の東側に位置しております。北側に併用地、低い土地ありますが、ここはもともと△△△△の敷地でした。現在は更地になっております。この土地と一括で利用し、１３区画の宅地分譲をするということです。付近に影響を受ける農地はありません。事前着工等ありませんので、問題ないと思います。

以上です。

議 長

1 6 番

議 長

1 6 番

1 5 号。

(山王堂民衆委員 挙手)

1 6 番。

1 6 番 山王堂です。

議案第3号、15番、16番について、ここは会長の担当地区ですが、代わって報告いたします。

地番、地積、詳細等は議案書記載のとおりでございます。

15番は、△△△△が職員として外国人を雇用しており、その雇用者用の職員寮を建設したいということの申請であります。

16番は、△△△△が施設及び〇〇〇〇の駐車場と雪捨て場の造成です。この雪捨て場は夏の間は花壇として利用するそうです。〇〇〇〇の駐車場ですが、常に市民に開放する予定であります。現在、駐車場が狭く、施設が大きいために雪捨て場を拡張しなくてはならないということであります。場所は主要地方道米沢猪苗代線、通称白布街道といいますが、△△の手前の西側に位置しております。周りの農地への影響はなく、事前着工もされていないということです。問題なく許可相当と判断したそうであります。よろしく願いいたします。

議 長

1 9 番

議 長

1 9 番

1 7 号。

(二宮啓一委員 挙手)

1 9 番。

17番についてご説明申し上げます。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。ドラッグストアの建設に伴う転用であります。場所は△△△△線、通称〇〇道の△△町〇〇越え、△△の南側に位置します。8月4日に現地を確認してまいりました。事前着工などはなく、何ら周辺に及ぼす影響もないと考えられます。問題はないものと思われまゝ。ただ、進入路が若干手狭な感じに変形しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

1 4 番

議 長

1 4 番

1 9 号。

(大野澤進委員 挙手)

1 4 番。

1 4 番 大野澤です。

19号の調査結果を報告いたします。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。調査日は8月2日午前中に行いました。渡人の〇〇さん外1名でありますけれども、外1名の方は娘さんで東京に住んでおられるというようなことで、親子であります。また、行政書士の〇〇さんに話を聞いてきました。受人の△△さんは、現在〇〇のアパートに住んでおり、家族が

増え手狭になったということで、この土地を購入して、住宅、カーポート及び雪捨て場として使用したいという案件であります。申請地につきましては〇〇号線、皆さんもご承知だと思いますけれども、△△△△の交差点ありますけれども、交差点より南側に入った〇〇〇〇の南側の農地であります。周りには会社、住宅が点在しているところで、事前着工ありませんでした。何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

議 長
3 番
議 長
3 番

次は20号。
(高橋祐弘委員 挙手)

3番。
3番 高橋です。

20番についての調査結果を報告いたします。売買により申請地へ研修施設を設置するための申請でございます。申請地は〇〇駅より北へ約400m行ったところに△△△△という〇〇〇〇の施設がございます。その南側でございまして、8月3日に代理人の△△行政書士と、お電話ですがお話を聞いて現地の確認を行ってきました。△△△△さんで〇〇施設の研修施設ということで、駐車場並びに空き家をちょっとリフォームして憩いの場をつくりたいというお話でございました。周辺農地への影響や、事前着工ありませんので問題はないと判断をいたしました。1種農地ではありますが、既存施設の拡張なので例外に該当すると思います。ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

それでは、ただいまの受理番号12号から21号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号12号から21号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

本議案に私に関係する案件がありますので、その審議に係る議長を小関会長職務代理者と交代いたします。一時退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 退室)

議長代理

それでは、伊藤会長の退席案件のため暫時議長を交代し、私がおの間議事

を進行させていただきます。

これより議事を再開いたします。

(再開)

議第4号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号の計1件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 7, 579.00㎡、合計も同様です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長代理
全 委 員
議長代理

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議長代理

異議なし。

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたします。議長交代のため、一旦休憩といたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 入室)

議 長

それでは、小関会長職務代理者と議長を交代し、議事を進めます。

これより議事を再開いたします。

(再開)

引き続き、議第4号 農用地利用集積計画について、の審議を行います。

それでは、先の受理番号2号を除く受理番号1号から3号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議 長

(挙手)

須貝主任。

須貝主任

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号を除く1号から3号の計2件です。内訳は、貸借権の再設定が2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ3筆 7,594.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、先の受理番号2号を除く受理番号1号から3号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第4号 農業地利用集積計画について、は先の受理番号2号を除く受理番号1号から3号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、を議題といたします。話題提供として発言をいただきたいと思います。今回は15番 相田市三郎委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

15番

15番 相田です。

農業委員会で毎年遊休農地をパトロールしていますが、年々、遊休農地や一部管理されていない農地が多くなってきていると思っております。また、農家をやっている人も高齢になってきて、離農される方が年々多くなっております。これから、残されたそのような農家の人たちで、このような農地を守っていくことは大変難しくなってきたと考えております。置賜地区には、いろいろな企業や会社が農業に取り組んでいるところがありますが、隣の川西町では、大手の会社数社が農業部門をつくって農業に取り組んで頑張っている会社もあります。吉村知事や中川市長は、市民や県民のためにトップセールスをして頑張っております。我々農業委員会も伊藤会長が長年会長をさ

れ、市長はじめ役所のいろいろな方と交流があり、また市議会議員の方とも交流があり、米沢市の農業界のトップだと思っております。ぜひ、伊藤会長には企業や会社を回っていただき、トップセールスをしていただき、1社でも農業に取り組んでくれる会社があれば大変心強いと思っております。私は、今がそのときだと考えております。なお、運営委員会などで検討していただき、ぜひ取り組んでいただけることを要望したいと思います。

また、この場をお借りしまして、生活困窮者のご支援ありがとうございます。農業委員会として、これからも継続して取り組んでいけるよう、樋渡委員、晃子委員、また吉田主任と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。ご協力ありがとうございました。

議 長

ご発言ありがとうございました。

相田委員の、農業への企業の参入、促進というようなことで、トップセールスというお話ございましたが、企業参入についての皆さんの思いをぜひ聞かせていただけたらと思います。

3 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

3 番 高橋委員。

3 番

3 番 高橋です。

今、川西町あたりで企業さんが農業に取り組んでいるというお話がございましたが、私、上郷地区では農業青年と田んぼで話を聞いたりしているんですが、今のデータでは一生懸命やっても採算が取れないということで、農業委員会で何とかしてと要望をもらっても、農業委員会では何ともいうことで、いろいろ国なりに要望して米価の安定等要望しているということで、ちなみに、川西町の数社の会社で農業に取り組んでいて、採算とかそういった状況というのは、分かればお聞かせもらえるかなと。

議 長

相田委員。

1 5 番

地元で今みたいな問題があっても農地を守ってくれないもので、そういう要請があったと思うんですけども、農業をやってくれということで数社がやっているようですけども、従業員の方が米沢の建設業もだけれども、農家の人たちが働いているもので、トラクターだの田植だのコンバインとできる人が結構いると思うんです。そういう人を活用して、会社で取り組んでいただければなと思って。

採算は、今の情勢ですので、もうかって始めているわけではなくてボランティア的なところもあると思いますけれども、そういう農地を守ってくれている会社があるということで、ぜひ米沢でも実現できればなと思って今日発言したわけです。米沢でも社長さんが農業好きで、自分が息子に会社を譲っ

てから、トラクター買ったりコンバイン買ったりして農業している社長さんもいます。そういう人に、その会社で取り組んでもらえるようなことは道が開けるんじゃないかなと思って、農業に関心持っているところもあると思いますので。過去に〇〇〇〇とか△△△△とか一部やったことあるんですけども、今は畑少しやっっているだけなんです、農業委員会でも後押しできることはしてもっと手伝え、何かそういう道が開けるんじゃないかなと思って、今日は発言させていただきました。

議 長

なかなか商売に農業やっけても、今話あったように採算的には厳しい状況で、何年か前、企業の農業参入ということで遊休農地を特に中心に、かなり大手建設会社とかはいろいろ全国的にやった時代もあって、新潟だっけ、一緒にみんなで見に行ったりしたこともあって、一時かなりはやったんだけど、あの頃はもう少し米価も高くて間に合っていたような状況で、貸す農地については遊休農地に限るというような時代もあって、今ですとたくさんそういった作らない農地があるので、残念ながら、しかし今出たように米価安い、あとほかの野菜等も大変安いということで、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなと思います。しかし米沢市内でも数社やっている、社長の趣味等でやってくれているところがあるようですので、だけれども、どんどん借りて大規模になんていうような会社は今のところあんまり見受けられないような気がするけれども、どうですか皆さん。どうぞ。

3 番

最上町では〇〇〇〇さんが宣伝で農業やっていると大々的にPRしている、そういうのすごいなど。

議 長

そういう会社のトップがやるとなれば、もうけの一部をつぎ込んでということもあると思うけれども。

企業の農業参入について、皆さんからそのほかありませんか。

1 5 番

米沢の企業で、仕事がないときは福島を除染に行き従業員を働かせている会社があるが、別なところに行かないで地元の農業を守っている会社何社かあります。そういうところで、農業を少しでも、リンゴでも果樹でも何でも、畑でも田んぼでも何でもいいですけども、切り替えてもらえればなと思っています。喜んで行っているわけではないので、従業員がその福島除染に。かえって地元のことを守ってくれということで要請すれば、何か活路を探せるのではないかと考えております。

議 長

小関委員。

2 番

企業参入推進、現実的にあまり増えていない。土地の取得も何でリースで悪いのかと、実際に土地を買ってまでする企業なかったというような結果出ているようだ。企業というと、施設園芸的なものについてはある程度できるけれども、自然を相手にしたようなのはなかなか、天候までは機械的に計算

できないコスト、そういう部分もあって、難しいんじゃないかな。最後まで本当に責任持って農地としてずっと継続してやってくれるのかな。採算合わないから、始めたけれどもすぐやめると耕作放棄地になる。あるいは土地改良とかいろいろあるけれども、企業が参入して維持管理の中でその企業がきちっと協力して、地域住民と一緒にやっていけるかで、あるかと思います。なかなか農業委員会トップセールスしてまではちょっとと思うけれども、企業参入していいと国でも言っていたんだから。ただ、株式会社だと経営権というか拒否権あったり様々あって、外国資本も入ってきたりいろいろして株主の意向で決まるから、制限とかいろいろあるようですので、そこら辺も難しいのかなというような気がします。

一つの方法としては、今既存であるような法人に対していろんな助成をしながら農地を守っていけるような方策あれば一番ではないのかなと。その辺の大きい会社に頼むよりも、塩井だったら〇〇〇〇だったりそういうところで。そういう体制とかいろいろなことも含めながら、農業委員会としては、助成出してくれないかというような要請活動とかいろいろあるだろうから、その辺も併せて考えていったらいいんじゃないかと思います。

議長
1 8 番

どうぞ、樋渡委員。

山形県とか米沢地域とはちょっと違う話ですが、東京の△△△△というすごく大きな人材派遣会社が農業に参入している事例がありまして、15年ぐらい前ですが、そこを個人的に見学に行ったことがあります。△△△△はもともいろんな企業に人材を派遣している会社なのですが、会社も多分広告も兼ねて、東京の駅から歩いてすぐのところの本社のビルの中で、お米の栽培を水耕栽培で人工的な光を使って、ビルの中で野菜とかハーブを水耕栽培で栽培して、その野菜やハーブを使った料理を社員食堂で提供していたりとか、その社員食堂は外から来た人も自由に入って食べられるようになっていて、割と農業を広告とか観光に使っているような感じなんですけど、その人材派遣だとして東京の若い人たちを四国かどこかの農村に研修で派遣して、農業を学んだ若い人たちが、そこで新しく農業法人をつくって農業を始めたような事例もあるんですけど、そういうところを見学したりですとか、そういう会社に米沢に研修に来てもらったりとか、そういうことも地元の会社がもし難しかったら、そういう方法もあるんじゃないかと思います。

以上です。

議長
1 6 番

ありがとうございました。そのほかありませんか。山王堂委員。

今の樋渡委員の意見で思い出したんですけど、私が農機具でお世話になっている宮城県の〇〇〇〇、こちらでいうと△△△△に相当するような会社なんですけれども、その農業指導員というのがいて、〇〇〇〇って皆さ

んご存じですね。あそこに米の指導して、そこでは米を作って米で売るんじゃないくて、ご飯のパックにして販売までして、あといろんなもの作って、そういう今流行っている企業を山形にお願いできれば、それもいいんでないかなと。〇〇〇〇というのは、定年した人が、技術持っているんだけど白物商品とかなんかをつくって安く電化製品を売っている会社なので、やっていることはもう一歩リードしているような会社であります。農業を指導する人もいないと新規参入してもなかなか、新規参入者も心配ですけれども、そこが撤退したとき空き家になってしまうというのが一番心配で、新規参入、南原でもあったんですけれども、企業の人が。今年農地パトロールするんですけれども、もう草ぼうぼうで手つけていないと。そういう問題があるので、採算悪いとすぐやめるから、そういうのもちゃんと腰を入れた会社をお願いするしかないなと思います。

議長
6 番

どうぞ。

6 番 田代です。

相田さんが言われたことは憂いの話だと思います。私は、前回まで農業委員でした塩井の△△の親方である〇〇〇〇さんを思い出しますよ。あの方は組織の長でやっておられて、冬場は今でいう国交省の栗子の除雪に行っておったんです。委員会があったりすると帰って来たばかりだということによく働いておりました。農業委員もお辞めになり、去年立ち話したときに、何が一番高いんだと聞いたときに、雇っている方を常用雇用することが一番高いんだと彼言っていたんです。単発雇用は誰でもできるんですって。稲刈りだから来い、田植だから田んぼと。そうすると、失礼ですけれども同じ労働時間だとすると条件のいいところに行っちゃうのは当たり前ですよ。100円より101円のほうがいい、102円のほうがいいと流れちゃうと。でも、常用雇用すると自分が用事あったときもお願いでき、もうかなり蓄積された技量を持ってきて、単発で来られた方にも指示、命令ができると。そういう人がいないと続かないのよと。常用雇用するための仕事をつくらないと、単作で稲だけ作ると4月から11月頃で終わっちゃうけれども、冬期間できないから園芸作物したり、いろんなことで通年をすると。これが一番苦労だというふうに彼は言っていましたし、現状今も日々奮闘していると思います。

先ほど来のお話聞いていくと、一番我々にとってマイナス要素何かというと、雪降ることだと。あっちはいいのよ、正直言って。何にも考えなくていいんだ、天気いいから通年でできるわけだ。田んぼだ野菜だと。企業が参入したとき費用対効果、結果、企業者は利益の追求ですから、合わなかったらその部門は廃止と。世の中いっぱいあるわけですよ。今、世の中の会社ではこころろ変わるけれども、とあるときまで30年と言われていたんですね、

企業は30年だと。それで潰れ、新しいのが出てきてずっとサイクル回って世の中動いてくると。そのときに農業というと、土地ですから、固定物ですから、そこでいかに利を上げるか、我々日々奮闘していますが、残念ながら我々の思いと違って米価は安いと。そのときに費用対効果で費やして利があるのはどちらを選ぶとなった場合、心配しない勤労者のほうがいいというのが大体今の常設ですよ。

そうすると空き地が出ると。俗には普通では空き地、遊休農地。これを守るためには、私は個人的に、会社組織よりもやっぱり生まれてからずっと農地に携わっている組織をつくることだと思うんですよ。分かっているから。そして、組織をつくるためには人員が必要なわけですよ。それは、米沢市であり山形県であり国であり、農地を守って食糧自給頼むよという体制をつくると。そして、西のほうと東のほうと北のほうは条件的に全く差がないと。ただ差があるのは気候だけだと、雪だけだと。それ以外は差がないような下地をつくっておかなければと。そうすると、私こう言っているんです。いろんな組織に属した人は駒ですからね、将棋でいう駒。全て分かるのはトップですよ。が、農業経営者はトップでして、今年何するべなとなったら経営という方針を立てられると。その中でこれをしようと設計図も作れる。購買業務もできると。実際の就労もできると。1つの組織で1人の人が全部できるなんていうのは親方しかいない、農業はできるんですよ。そうやって若い人を育てるのが俺が一番だと思う。そのために、先ほど会長もおっしゃいましたが岸田内閣の今度二次になるのかな、農林水産大臣になろうという方が農業に精通しておられるという方であれば、そういうところから攻めると。これは1年、2年じゃ実りませんよ。5年、10年とかけて一步步階段を上っていったら、若い衆学校卒業したらすごい百姓してくれて組織に属してということを見ながら、それに一步でも近づけるようなことをするのが俺は得策かなと。会社なんて利益の追求ですから。損してまでしないぞ。趣味なんてするわけないって。

以上です。

議長

ありがとうございました。いろいろな考えがあるわけでありますから。

そのほかありませんか。いいですか。（「はい」の声あり）この辺で第25回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会

午前11時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年8月10日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議長代理

小関 善隆

議事録署名委員

大野澤 進

議事録署名委員

相田 市三郎